

市民後見人 養成研修説明会

参加者 募集

(三郷市委託事業)

第2期
令和3年度募集



三郷市社会福祉協議会権利擁護センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なかたを同じ地域に住む市民の目線で支援する市民後見人の養成研修を行います。

研修に先立ち、説明会を開催します。当日は、成年後見制度や養成研修の詳細について説明します。

※養成研修を受講するには説明会への参加が必須です。
説明会は下記9回(①～⑨)のうち、ご都合の良い日程にご参加ください。(各回とも1時間30分程度)参加費は無料です。

日時	場所	定員
5月8日(土) ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分	文化会館中会議室 (早稲田5-4-1) 地図： https://www.misato-hall.com/1127.htm	各回 10名
5月13日(木) ③午前10時～正午 ④午後1時30分～3時30分	瑞沼市民センター講座室(3)(上彦名870) 地図： www.city.misato.lg.jp/1846.htm	各回 10名
5月14日(金) ⑤午後6時30分～8時30分	三郷中央におどりプラザ3階会議室C (中央1-14-2) 地図： https://niodori-plaza.com/access/	10名
5月15日(土) ⑥午前10時～正午 ⑦午後1時30分～3時30分	鷹野文化センター(鷹野4-70) 地図： https://www.misato-hall.com/1130.htm	各回 10名
5月21日(金) ⑧午後4時～6時 ⑨午後6時30分～8時30分	オンラインのみ	各回 5名

説明会に参加できるかた（下記のすべてに該当するかた）

- 三郷市民のかた
- 令和3年（2021年）4月1日現在の年齢が満25歳以上65歳以下のかた
- 成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のあるかた
- 三郷市に登録し、社会福祉協議会のサポートを受けながら市民後見人として活動することを希望するかた
- 民法847条に定める、後見人の欠格事由（家庭裁判所で免ぜられた法定代理人・保佐人・補助人、破産者、行方の知れない者等）に該当していないかた
- 説明会に参加し、原則として令和3年6月～7月に開催する集合またはオンラインによる基礎編研修（3日間）と7月～11月に開催予定の実践編研修（実習を含み10日間程度）の全日程に参加できるかた ※研修は全日程を健康福祉会館で土曜日に開催する予定です。研修日程は、ホームページで確認をしてください。

説明会申し込み・問い合わせ

電話・FAX・メールにて受付します。FAX やメールでお申し込みされた方は必ず返信しますので、3日たっても返信がない場合は電話でお問い合わせをお願いします。

社会福祉法人三郷市社会福祉協議会 権利擁護センター（地域福祉課生活支援係）

電話：048-953-4191（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

FAX：048-953-4192 メール☒：kenriyugo@misato-syakyo.or.jp

ホームページ：http://www.misato-syakyo.or.jp/index.html

基礎編の日程と内容について

※詳細は、ホームページでご確認ください。

1日目 6月5日（土）午前9時20分～午後4時30分

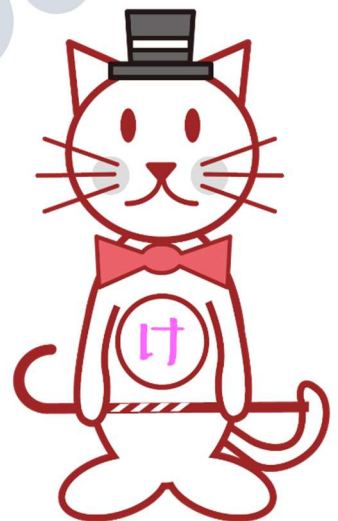
開校式、市民後見人（候補者）養成について
市民後見人の実践報告、コミュニケーションについて

2日目 6月12日（土）午前9時20分～午後4時30分

成年後見制度について、高齢者・認知症の理解、障がいの理解

3日目 7月3日（土）午前9時20分～午後4時30分

市民後見人概論、家族法・財産法、研修の振り返り・実践編について



権利擁護のけんた君